

公益幻想破壊を唱える本 2 冊

三原 容子

内水護・村尾行一『加害者としての国家 公害政策史』亜紀書房、1971年6月

内水護・桜井国俊『収奪者としての国家』亜紀書房、1971年12月

二冊（以下、『加害者』『収奪者』と略記する）をセットにして扱う理由は、内水護氏の共著書で同じ年に出版されていることに加え、ともに、戦後広く共有されてきた「公益」の考え方に疑問を呈し、「公益幻想」破壊の必要性を主張している本であることによる。著者の言う「公益幻想」論は、次のような主張である。

「「公益」とは何であるかを判断するのは国家であってわれわれではない。また、「公益」とは人民の共同利益を意味するものでもない。われわれはこのことを深く肝に銘じておかなばならないのだ。……「公益」とは、収奪者としての国家が駆使する支配のイデオロギー幻想なのだ。「公益」の名による国家の収奪は、いまや組織化され、全面的に展開されつつある。いまこそわれわれは、反公益主義、反国家主義の闘いを起こさねばならない。」『収奪者』 p.266

二冊の書には、二つのポイントが含まれている。

一つ目は、戦前に比べて戦後は何かと良くなったという思いこみを訂正する材料を提示していることである。

『加害者』は足尾鉍毒事件を中心とする公害問題を扱った書である。公害問題関係者たちの対応について、実は戦前の官僚や学者たちには気骨があり責任感も強く「立派」であったこと、戦後は、「客観的」な「排出基準」を設けることによって、基準値までは許されるという方向へ転換してきたことを明らかにしている。

『収奪者』は、公益のための土地使用が私権より優先される「土地収用」を

扱っている。明治期に制定された土地収用法は、戦後の土地収用政策よりずっとましであった、戦後の土地収用関係法は、戦時の非常事態下で強行された戦時特例法を引き継いで強権的になり、さらに「民主的」な装いをほどこして狡さを伴うようになったと述べる。

二つ目は、「公益」（公共の利益）の名によって、かつての「お国のため」と同じく、一人一人の生活を軽視する状況に警鐘を鳴らしていることである。以下のような刺激的な文言が各所に出てくる。

「成田国際空港建設に反対するのは単にそれが軍事的に利用される可能性があるからだけではない。たとえ純粹の民間空港であって、三里塚以外の多くの人びとの便利つまり公益にかなうことだとしても、三里塚の百姓を犠牲にしていいいのか、と考えるからだ。公益のためだから仕方がない、などという人は自分が犠牲者になった場合のことを考えてほしい。クセモノなのはこの公益なんだ。公益は名もなく貧しく弱い“一部の人”つまり常民の生活と生命を犠牲にして達成されてきたのだ。そして、公害とは公益による加害の典型なのだ。」『加害者』 p.66（傍点は原文どおり）

「ただ「公共の利益」に関して明らかなことが一つある。何かとこのスローガンを持ち出すのは支配者の側だということである。この言葉には『お前ら皆んなのためにやってやるのだ。つべこべ言うな』という押しつけがましくも権力的な響きがあるのである。しかも『お国のために』ほどもキツケでないだけに、余計に性が悪いのである。」『収奪者』 p.192

1971年という市民運動が盛なりし時代の雰囲気も漂っている。内水氏は十数年後、「『私』のほうが重要かつ本来的であり、『公』とは必要悪もしくは単なる共通項としてミニマムに抑えるべきである、との立場をとっておりました。それが、当時における攻撃 防御の論拠であったわけです。」と述べ、圧倒的に強い「公」を前に、「あまり稔りは大きくなかった」と振り返っている（内水護『土と水の自然学』1987年、p.277）。しかし今なお意味があると考えて紹介する次第である。そう考える理由を2点挙げたい。

1 点目。現状では、「公」は「私」より大切であるという方向がますます強まっているように見受けられることである。一人一人の人間の異議や不同意は倫理的に悪であると見なされがちである。自民党の憲法改正案では、個人の権

利主張を抑える方向で「公益」の重要性を打ち出している。その状況下では、「私」の主張にエールを送る本書の内容は、「公」と「私」の関係を改めて考える契機となるだろう。

2点目。本書で指摘されている「公益」の「幻想」は今もなお健在である。「公益」の「公」について誰が判断するのか。権力を行使する人々か。私たちは「公」に含まれているのか。「公益」の「学」に関わる者にとって重要で未解決の問題ではないだろうか。